

○愛西市公民館の設置及び管理に関する条例

平成17年4月1日

条例第78号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、愛西市公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化及び教養の向上を図るため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|----------------|
| 愛西市佐織公民館 | 愛西市諏訪町郷西456番地1 |
| 愛西市永和地区公民館 | 愛西市大井町前田面215番地 |

(管理)

第4条 公民館の管理は、愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公民館の管理を行わせることができる。

3 指定管理者は、次に掲げる基準により、公民館の管理を行わなければならない。

(1) 法その他の関係法令並びに条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に公民館の管理を行うこと。

(2) 公民館を使用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 前条第2項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 第6条第1項の規定により公民館の使用を許可すること。

(3) 第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを許可すること。

- (4) 第9条第1項の規定により公民館の使用に係る指示をすること。
 - (5) 第10条の規定により第6条第1項の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずること。
 - (6) 公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。
- (使用の許可)

第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることが適当でないと認めるとき。

(特別の設備)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、公民館の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに第6条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し及び使用の中止)

第10条 教育委員会は、使用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき及び災害その他特別な事由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

2 許可の取消し及び使用の中止を命じた際に損害を生じた場合は、全て使用者の負担とする。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、使用料を還付することができる。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に公民館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、第6条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。

6 第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失によって建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、合併前の佐屋町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和60年佐屋町条例第14号)又は佐織町中央公民館の設置及び管理に関する条例(昭和59年佐織町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた佐屋公民館の使用に関する処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月24日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定に基づく申請その他の行為は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)前においても、行うことができる。

3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改

正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成29年6月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 各条例の規定に基づく指定管理者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の公民館等の利用に係る料金の額の設定について、改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年1月6日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

公民館施設使用料

（単位：円）

| 施設の使用料及び使用時間 | | 使用料 | | | | | |
|--------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | | 午前 | 午後 | | 夜間 | 全日 | |
| | | 9：00～ 12：00 | 12：00～ 13：00 | 13：00～ 17：00 | 17：00～ 18：00 | 18：00～ 21：00 | 9：00～ 21：00 |
| 佐織公民館 | ホール | 11,250 | | 15,000 | | 11,250 | 37,500 |
| | 練習室 | 840 | 280 | 1,120 | 280 | 840 | 3,360 |
| | 和室 | 1,140 | 380 | 1,520 | 380 | 1,140 | 4,560 |
| | 視聴覚室兼音楽室 | 1,650 | 550 | 2,200 | 550 | 1,650 | 6,600 |
| | 美術実習室 | 1,650 | 550 | 2,200 | 550 | 1,650 | 6,600 |
| | 料理実習室 | 1,650 | 550 | 2,200 | 550 | 1,650 | 6,600 |
| | 会議室 | 1,650 | 550 | 2,200 | 550 | 1,650 | 6,600 |
| | 研修室 | 1,860 | 620 | 2,480 | 620 | 1,860 | 7,440 |
| 永和地区公民館 | 講堂 | 1,860 | 620 | 2,480 | 620 | 1,860 | 7,440 |
| | 会議室 | 1,140 | 380 | 1,520 | 380 | 1,140 | 4,560 |
| | 実習室 | 840 | 280 | 1,120 | 280 | 840 | 3,360 |
| | 和室 | 840 | 280 | 1,120 | 280 | 840 | 3,360 |

備考

- 1 使用時間を延長又は繰り上げて使用する場合は、その1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 2 当日の使用時間には、会場の準備及び片付け時間を含むものとする。
- 3 市内在住、在勤以外の者（以下「市外の者」という。）が使用する場合は、当該使用料の2倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）、市外の者は3倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

別表第2（第11条関係）

公民館附属設備使用料

（単位：円）

| 区分 | 名称 | 単位 | 使用料 | 備考 | |
|---------------|-----------------------|-------------|-------|----------|--|
| 舞台 用設 備 | 所作台 | 1式 | 2,540 | | |
| | 平台 | 1枚 | 100 | | |
| | 音響反射板 | 1式 | 1,520 | | |
| | 金屏風 | 1双 | 500 | | |
| | 指揮者台・指揮者用譜面台 | 1式 | 200 | | |
| | 楽団用譜面台 | 1台 | 100 | | |
| | 演台・花台・司会者台 | 1式 | 200 | | |
| | ピアノ | 1台 | 2,240 | 調律代使用者負担 | |
| | エレクトーン | 1台 | 1,520 | | |
| | 16ミリ映写機（ホール用） | 1式 | 2,030 | | |
| | ビデオプロジェクター（ホール用） | 1式 | 2,030 | | |
| | スクリーン（ホール用） | 1式 | 400 | | |
| | ドライアイスマシーン | 1台 | 1,520 | | |
| 音響 設備 | 拡声装置 | 1式 | 2,030 | | |
| | ワイヤレス送受信機 | 1台 | 810 | | |
| | 舞台用スピーカー | 1対 | 810 | | |
| | 舞台用スピーカー（モニター） | 1対 | 500 | | |
| | マイクロホン（A） | 1本 | 810 | | |
| | マイクロホン（B） | 1本 | 500 | | |
| | 音響録音再生装置類 | 1台 | 500 | | |
| 照明 設備 | スポットライト（1KW） | 1台 | 400 | | |
| | 持込用機材使用電源 舞台操作関係（1KW） | 1口 | 400 | | |
| | Aセッ ト | フットライト | 1列 | 8,140 | |
| | | ボーダーライト | 2列 | | |
| | | アッパーホリゾンライト | 1列 | | |

| | | | | |
|----------------|----------------|----|-------|--|
| | ローアーホリゾンライト | 1列 | | |
| | フロントサイドスポットライト | 1対 | | |
| | シーリングライト | 1列 | | |
| | サスペンションライト | 2列 | | |
| Bセット | アッパーホリゾンライト | 1列 | 4,680 | |
| | ローアーホリゾンライト | 1列 | | |
| | ボーダーライト | 2列 | | |
| | サスペンションライト | 2列 | | |
| | シーリングライト | 1列 | | |
| | フロントサイドスポットライト | 1対 | | |
| Cセット | ボーダーライト | 2列 | 3,870 | |
| | サスペンションライト | 2列 | | |
| | シーリングライト | 1列 | | |
| | フロントサイドスポットライト | 1対 | | |
| 効果器具 | | 1基 | 1,010 | |
| スポットライト (500W) | | 1台 | 200 | |
| 照明小物 (先玉・種板等) | | 1品 | 100 | |

備考

附属設備使用料は、使用時間区分（午前・午後・夜間を各1回、全日を3回）により徴収する。